

# 熊本県公報

号外 第 37 号  
平成 14 年 8 月 5 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

規 則	
熊本県本人確認情報の開示等に関する規則	(市町村総室) 2

### 本号で公布された規則のあらまし

#### 熊本県本人確認情報の開示等に関する規則

- (1) この規則は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）に基づく本人確認情報の開示等に関し、必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- (2) 立入検査を行う職員の身分証明書の様式について定めることとした。（第 2 条関係）
- (3) 法第 30 条の 37 第 1 項の開示の請求（以下「開示請求」という。）の手續について定めることとした。  
開示請求は、本人確認情報開示請求書（別記第 2 号様式）により行うこととした。（第 3 条関係）  
未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）が本人に代わって開示請求をする場合は、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を知事に提出しなければならないこととした。（第 4 条第 1 項関係）  
開示請求をした法定代理人は、本人確認情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を知事に届け出なければならないこととした。（第 4 条第 2 項関係）  
開示請求をする者は、次に掲げる書類のいずれかであって、その者の氏名が記載されているものを知事に提示しなければならないこととした。ただし、郵送によって開示請求をする場合は、当該書類の写しを知事に提出することとした。（第 5 条第 1 項関係）  
ア 運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が当該開示請求に係る本人確認情報の本人であることを確認するに足りるもの（第 1 号関係）  
イ アに掲げる書類をやむを得ない理由によって提示し、又は提出することができない場合には、当該開示請求をする者が当該開示請求に係る本人確認情報の本人であることを確認するために知事が適当と認める書類（第 2 号関係）  
の規定は、法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合に準用することとした。（第 5 条第 2 項関係）
- (4) 本人確認情報の開示の方法等について定めることとした。  
本人確認情報の開示は、本人確認情報確認書（別記第 3 号様式）（開示請求に係る本人確認情報が存在しない場合にあっては、本人確認情報不存在通知書（別記第 4 号様式）。以下「確認書等」という。）により行うこととした。（第 6 条第 1 項関係）  
確認書等の交付部数は、1 部とすることとした。（第 6 条第 2 項関係）  
(3) の規定は、本人確認情報の開示を受ける者に準用することとした。（第 6 条第 3 項関係）  
郵送による開示の場合は、確認書等は、当該開示に係る本人確認情報の本人の住所に送付することとした。（第 6 条第 4 項関係）
- (5) 法第 30 条の 38 第 2 項の規定による通知は、本人確認情報開示期限延長通知書（別記第 5 号様式）により行うこととした。（第 7 条関係）
- (6) 本人確認情報の訂正等の申出の手續等について定めることとした。  
法第 30 条の 40 の規定による開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「訂正等の申出」という。）は、本人確認情報訂正（追加・削除）申出書（別記第 6 号様式）により行うこととした。（第 8 条第 1 項関係）

訂正等の申出をする者は、当該訂正等の申出に係る確認書等を提出しなければならないこととした。(第 8 条第 2 項関係)

法定代理人が本人に代わって訂正等の申出をする場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を知事に提出しなければならないこととした。ただし、開示請求の際に提出した書類によってその資格を証明することができるときは、この限りでないこととした。(第 8 条第 3 項関係)

(3) の規定は、訂正等の申出をする者に準用することとした。(第 8 条第 4 項関係)

(7) 訂正等の申出に係る調査結果の通知について定めることとした。

法第 30 条の 40 の規定による通知は、本人確認情報の訂正等の申出に係る調査結果通知書(別記第 7 号様式)により行うこととした。(第 9 条第 1 項関係)

の通知は、当該訂正等の申出に係る本人確認情報の本人の住所に送付することとした。(第 9 条第 2 項関係)

(8) この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることとした。(第 10 条関係)

(9) この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

熊本県本人確認情報の開示等に関する規則をここに公布する。

平成 14 年 8 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県本人確認情報の開示等に関する規則

熊本県規則第 75 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)に基づく本人確認情報の開示等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書の様式)

第 2 条 法第 30 条の 23 第 3 項及び第 34 条の 2 第 2 項の証明書の様式は、別記第 1 号様式によるものとする。

(開示の請求)

第 3 条 法第 30 条の 37 第 1 項の開示の請求(以下「開示請求」という。)は、本人確認情報開示請求書(別記第 2 号様式)により行うものとする。

(法定代理人による開示請求に必要な書類等)

第 4 条 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「法定代理人」という。)が本人に代わって開示請求をする場合は、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を知事に提出しなければならない。

2 開示請求をした法定代理人は、本人確認情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を知事に届け出なければならない。

(本人等であることの確認に必要な書類)

第 5 条 開示請求をする者は、次に掲げる書類のいずれかであって、その者の氏名が記載されているものを知事に提示しなければならない。ただし、郵送によって開示請求をする場合は、当該書類の写しを知事に提出するものとする。

(1) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が当該開示請求に係る本人確認情報の本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由によって提示し、又は提出することができない場合には、当該開示請求をする者が当該開示請求に係る本人確認情報の本人であることを確認するため知事が適当と認める書類

2 前項の規定は、法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合に準用する。この場合において、同項中「開示請求をする者」とあるのは「開示請求をする法定代理人」と、同項各号中「当該開示請求に係る本人確認情報の本人である」とあるのは「人違いでない」と読み替えるものとする。

(開示の方法等)

第 6 条 本人確認情報の開示は、本人確認情報確認書(別記第 3 号様式)(開示請求に係る本人確認情報が存在しない場合にあつては、本人確認情報不存在通知書(別記第 4 号様式)。以下「確認書等」という。)により行うものとする。

2 確認書等の交付部数は、1 部とする。

3 第 5 条の規定は、本人確認情報の開示を受ける者に準用する。この場合において、同条中「開示請求をする」とあるのは「本人確認情報の開示を受ける」と、同条第 1 項ただし書中「当該書類の写しを知事に提出するものとする」とあるのは「この限りでない」と、同項各号及び同条第 2 項中「開示請求に」とあるのは「開示に」と、同条第 1 項第 2 号中「提示し、又は提出する」とあるのは「提示する」と読み替えるものとする。

- 4 開示請求をした者が郵送による開示を請求している場合においては、確認書等は、当該開示に係る本人確認情報の本人の住所に送付するものとする。  
(開示の期限を延長する旨の通知)
- 第 7 条 法第 30 条の 38 第 2 項の規定による通知は、本人確認情報開示期限延長通知書(別記第 5 号様式)により行うものとする。  
(本人確認情報の訂正等の申出の手續等)
- 第 8 条 法第 30 条の 40 の規定による開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下「訂正等の申出」という。)は、本人確認情報訂正(追加・削除)申出書(別記第 6 号様式)により行うものとする。
- 2 訂正等の申出をする者は、当該訂正等の申出に係る確認書等を提出しなければならない。
- 3 法定代理人が本人に代わって訂正等の申出をする場合は、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を知事に提出しなければならない。ただし、第 4 条第 1 項の規定により提出した書類によって当該法定代理人の資格を証明することができる場合は、この限りでない。
- 4 第 5 条の規定は、訂正等の申出をする者に準用する。  
(訂正等の申出に係る調査結果の通知)
- 第 9 条 法第 30 条の 40 の規定による通知は、本人確認情報の訂正等の申出に係る調査結果通知書(別記第 7 号様式)により行うものとする。
- 2 前項の通知は、当該訂正等の申出に係る本人確認情報の本人の住所に送付するものとする。  
(雑則)
- 第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職 名
氏 名
生年月日
<p>上記の者は、住民基本台帳法第 30 条の 23 第 2 項及び第 34 条の 2 第 1 項の規定による立入検査を行うことができる職員であることを証明します。</p>
年 月 日交付
熊本県知事 印

6 センチメートル

9 センチメートル

(裏)

住民基本台帳法 (抄)
<p>(報告及び立入検査)</p> <p>第 30 条の 23 (略)</p> <p>2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第 1 項又は第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
<p>(報告及び検査)</p> <p>第 34 条の 2 都道府県知事は、第 30 条の 43 第 4 項又は第 5 項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第 2 項又は第 3 項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

熊 本 県 収 入 証 紙 貼 付 欄	<b>本人確認情報開示請求書</b>
熊本県知事	年 月 日
様	請求者 住 所 郵便番号 - 氏 名 連絡先 電話番号 ( ) -

住民基本台帳法第 30 条の 37 第 1 項の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の開示を請求します。

開示請求に係る本人確認情報の内容  ※ 「性別」と「生年月日」を記入するか、「住民票コード」を記入するか、いずれかを選択してください。	氏 名	
	住 所	
	性 別	
	生 年 月 日	
	住民票コード	
開示する書面の受取方法 (希望する方法の番号を○で囲んでください。)	1 来庁 2 郵送 (希望する郵送の形式を○で囲んでください。 ① 普通 ② 書留 ③ 簡易書留 ④ その他 ( ) ※ 郵送を希望される場合、郵送料に相当する切手を添付してください。	

<法定代理人記入欄>法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 (該当するものの番号を○で囲んでください。)	1 15歳未満の者    2 15歳以上の未成年者    3 成年被後見人
本人の連絡先	電話番号 ( ) -

- (注) 1 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを確認するために必要な書類 (運転免許証、健康保険の被保険者証等) の提示 (郵送で請求をする場合は、それらの書類の写しの提出) が必要です。  
 2 法定代理人が請求する場合は、1 の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類 (戸籍謄本、住民票の写し (続柄が記載されたもの) 等) の提出が必要です。  
 3 開示には、20 円の手数料が必要ですので、収入証紙をこの請求書に貼付してください。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証    2 被保険者証    3 その他 ( )
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本    2 住民票の写し (続柄が記載されたもの) 3 成年後見人であることを証する登記事項証明書    4 その他
備考	受付年月日 <span style="float: right;">年 月 日</span>

(日本工業規格 A 4)